

畜産みやぎ

題字
宮城県知事 山本 壮一郎

発行所
仙台市上杉1丁目2番16号
社団法人 宮城県畜産会
電話 (61-2111)

編集発行人 大石 武一
定価 1部20円

印刷所 KK東北プリント



クリスマス迫る七面鳥

もくじ

- 家畜共済加入のすすめ…………… 2
- 酪農近代化3ヶ年計画の概要…………… 3
- 家畜および鶏の改良増殖計画定まる…………… 5
- 岩谷竜一郎氏藍授褒賞授与される…………… 7
- 企業的養鶏経営者等の宮城県養鶏協会が発足する…………… 7
- 種畜場の窓から…………… 9
- 今後の養鶏のあり方と経営診断上の問題点…………… 11

家畜共済加入のすすめ

高橋 芳

家畜共済制度が農家を単位とした、全頭加入方式による包括共済制度に移行して以来、関係機関のご指導とご協力により、本県の家畜加入頭数並びに契約共済金額は、私ども農業共済担当者が多年念願といたしておりました加入頭数6万頭、並びに引受共済金額40億円の目標を突破し、別表1及び2の通り年々順調な伸びをおさめております。

一方、県内の死亡廃用事故及び病傷事故は最近の畜産事情の変化等による多頭飼育化と平行し、その事故頭数並びに支払共済金は異常に増嵩いたしており、これがため畜産経営におよぼす影響もまた大きなものがあるかと誠に憂慮される事態にあります。

幸いにして、47年4月から家畜共済制度の一部が改正され、従来にも増して農家負担共済掛金の大幅な国庫負担が実現される運びとなり、それだけ農家負担掛金も軽減されることから、これを機会になお一層この制度内容をご理解いただき、県下有畜農家の全頭加入を推進し不慮の事故によって受けることのある損失を、いくらかでも多くこの家畜共済制度により補償し、畜産経営の安定が図られるならば幸いと存じます。



引受健康検査

1. 包括共済制度の考え方

これまでの家畜共済において運用上最大の問題点は、飼育家畜の一部のみを加入させるいわゆる一部加入の存在でありました。

一部加入は、加入の際に於ては弱体な家畜のみを加入させる逆選択を、また事故発生に際しては共済金請求の場合、加入家畜と、未加入家畜の間のつけ替えを招き農家負担掛金上昇の主たる要因になっておりました。

包括共済制度においては、このような不合理な点を改善し、その農家で飼育している全家畜を、同一の責任割合で、その全頭を加入させる方式が包括共済制度であります。

したがって、導入等により共済加入が義務づけられているような場合であっても、導入家畜のみを共済に加入させることはできず、その農家に未加入家畜がある場合には、他の家畜も同時に全頭加入させる必要があります。

2. 共済加入掛金の国庫負担

家畜共済の加入は、法的には義務加入となっていることから、共済加入に際しては、掛金の国庫負担がなされております。

特に近年酪農を中心に多頭飼育化が進み、共済加入に際しては包括共済の建前、全頭加入が必要なことから、この掛金の農家負担が大変過重になっております。

このため国では、家畜共済制度の一部を改正し多頭飼

(表1) 年次別家畜共済加入頭数

年度 畜種	乳用牛	肉用牛	馬	計
41年度	13,805頭	31,664頭	31,575頭	48,044頭
42年度	18,291	33,974	33,880	54,145
43年度	20,810	37,456	37,353	59,619
44年度	23,569	35,006	35,940	59,515
45年度	24,411	38,204	38,728	63,343

(表2) 年次別引受共済金額の推移

年度 畜種	乳用牛	肉用牛	馬	計
41年度	75,827万円	128,874万円	10,491万円	215,192万円
42年度	106,812	170,892	10,675	288,379
43年度	129,494	217,360	9,364	356,218
44年度	151,656	213,408	7,588	372,652
45年度	158,757	248,338	6,710	413,805



畜舎の消費

育者が無理なく全頭加入して、畜産経営の安定が図られるよう配慮されることになり、昭和47年4月から農家負担掛金の国庫負担割合が表3の通り従来にも増して強化されることになりました。

(表3) 掛金国庫負担割合

(畜種)	(加入頭数区分)	(国庫負担割合)
乳用牛	1～2頭加入	5分の2
〃	3～49頭加入	2分の1
〃	50頭以上加入	5分の1
肉用牛	1～39頭加入	2分の1
〃	40頭以上加入	5分の2
馬	加入頭数に関係なく	5分の2
種豚	同上	3分の1

(註)

種豚については、従来国庫負担はありませんでしたが、優良品種の増殖、種豚経営の安定に資するため新たに掛金の国庫負担が認められました。

家畜共済事業は、総合農政の支柱のひとつである畜産振興に資するため、特に最近における多額飼養化傾向に対処すべく、年々共済加入農家の掛金国庫負担軽減がなされております。

このような国の施策にのっとり、本県の家畜共済事業も、包括共済制度実施以来補償の充実、家畜診療体制の整備強化等を図りながら、県下有畜農家の全頭加入を推進いたしたく存じますので、更にこの制度をご理解いただき協力をお願いいたします。

(県農業共済組合連合会家畜課長)

酪農近代化3ヶ年計画の概要について

大槻昌夫

I はじめに

近年めまぐるしく変遷する農業情勢の中において、酪農によせられる期待は大きい。これは酪農産品としての牛乳、乳製品が国民から良質の栄養源として認識され、需要が増大しつつあることによるもので食生活の欧米化によるこの傾向は今後一層強まるものと考えられる。

本県の生乳生産量は、最近10年間に3倍の10万余トンと順調に増加してきたが最近の農業情勢の悪化に伴ない酪農生産は横這い傾向にある。この原因はいろいろあるが結局のところ酪農家の収益の低いことに起因するものである。

このような情勢のもとで今後本県酪農の安定的発展を図る基本構想樹立のために学識経験者、生産者、乳業者代表をもって組織する酪農振興審議会を設置し、諮問したところ、畜産みやぎ7月20日発行第10号に掲載した通

りの答申を得たので、その答申に基き本県の置かれている立地条件を十分勘案し集送乳合理化と乳質改善を重点に県の酪農近代化計画の推進に対処する体制を確立するため、酪農家の経営改善、諸経費の軽減、収益の増大を目途とし、真に指定団体としての使命である有利安定販売を達成するための名実ともに無条件委託販売を実施しうることを主眼として、昭和46年度を初年度とする3ヶ年計画を樹立し推進することにした。

以下要点を紹介したい。

II 具体的方法

1 酪農経営改善の指標

酪農経営規模拡大を図り、専業酪農所得で概ね200万円以上の所得を達成するよう経営の改善を進めるため畑地専門酪農経営牛20頭以上、草地専門酪農30頭以上と指標を示した。

2 生乳生産目標

生乳の生産目標は年次別に示すと次の通り

昭和45年度の本会の受託乳量9万1千tで、その内、加工率が30%になっている。加工率を低下し飲用化を高めることが酪農家の手取乳代を多くすることになるので48年度までに加工率を20%に逐次低減するため、県内乳業メーカーの飲用向に優先供給し、更に大都市向出荷を行い飲用化を増大するよう県外に送乳する。そのことに

※ ()内は牛乳出荷戸数

項目	年度別	45年度(基数)	46年度	47年度	48年度
酪農家戸数		16,700戸 (8,000)	15,700戸 (7,300)	14,750戸 (6,800)	13,760戸 (6,200)
乳牛頭数		51,770頭	51,770頭	56,400頭	61,000頭
生産乳量		105,000 t	105,000 t	115,000 t	126,000 t

3 生乳委託販売計画と市乳化促進による長期増産対策

項目	年度別	45年度(基数)	46年度	47年度	48年度
		生産乳量	105,000 ^t	105,000 ^t	115,000 ^t
受託乳量①		91,000 ^t	91,000 ^t	100,000 ^t	110,000 ^t
内	飲用化向乳量②	64,000 ^t	68,250 ^t	77,500 ^t	88,000 ^t
	同上飲用化率②①	70%	75%	77%	80%
訳	加工向乳量	27,000 ^t	22,750 ^t	22,500 ^t	22,000 ^t
	同上加工率	30%	25%	23%	20%
大都市向出荷乳量③		12,000 ^t	14,000 ^t	19,000 ^t	24,000 ^t
同上割合③①		18%	15%	19%	22%
乳価		45 ^円	50 ^円	51 ^円	55 ^円
販売高		4,095,000 ^円	4,550,000 ^円	5,100,000 ^円	5,880,000 ^円

※ 乳価は飲用加工向けの加重平均値当り価格とする。

より乳価は1kg当り50円、51円、53円と逐次向上される。

4 集送乳合理と乳質改善

現在輻輳している生乳流通機構を改善すると共に乳質改善を徹底的に行い飲用化率の向上を図り、高乳価の獲得を主眼とし、地域の状況に適合した近代的集乳方式を取り入れ実施する。このため県内を14ブロックに分け、ブロック毎に基幹集乳所を設置し、酪農家の段階では搾乳牛20頭以上のところにはバルククーラーを、20頭以下のところにはユニットクーラーの冷却施設を設置するよう積極的に普及を図り、48年度までにバルククーラー20%、ユニットクーラー60%の設置を目標にして徹底した乳質の保全を図り、これをローリー集荷することにより路線の調整と乳質向上、経費の軽減を図る。

5 生乳検査体制の確立

生乳取引の公正と、検査体制の確立を図るため10月1日設立発足した社団法人宮城県生乳検査協会と有機的な連繋を図り乳質の格付、販売価格を設定し、乳質改善の向上徹底を期す。

6 飲用乳化促進対策事業

- ① 消費者懇話会等を通じ、消費者教育の徹底を図る。
- ② 住宅団地等の小売改善
- ③ 学校給食用牛乳の供給拡大
- ④ 政策需要の拡大対策とPRの強化を図る。

7 家畜導入事業

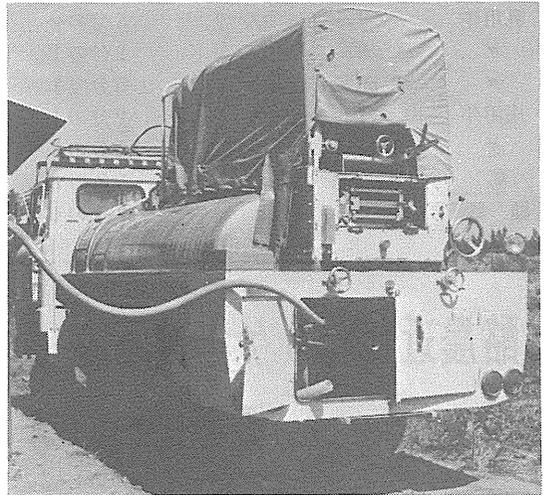
従来の乳用仔牛の一般農協有事業の譲渡手続を進める一方、水田飼料作物推進家畜導入事業(乳用成雌牛)を実施し経営規模拡大と合理化に資する。46年度には220頭、47年度300頭、48年度は350頭と逐年増加し乳用(成雌)牛の導入を推進する。

8 指導事業

指導体制の整備は本会事業の進捗状況と併せて、会員の指導事業との調整を充分考慮して、その効果をあげる必要がある。即ち方向としては直接的指導事業と会員を通じて行う間接的指導事業とに分離し、しかも各分野を調整分担して限られた指導技術員の能率向上を図り生産者の期待に添えるよう努める。以下項目だけを挙げると

- (イ) 直営CSを中心とする指導
- (ロ) 本会導入牛に対する指導

- (ハ) 指導技術の研修
- (ニ) モデル酪農家の設置
- (ホ) 酪農青年会議の設置
- (ヘ) 酪農ヘルパー制度の推進
- (ト) 県内公共放牧場の利用促進
- (チ) 生乳品質改善指導



集乳合理化に活用されているミルクスケールローリー (加美地区)

- (リ) 酪農指導センター設置

9 購買推進事業

各種資材の供給にあっては、優良銘柄を選定し、管理価格の形成、有利な価格で供給しようとする。県段階の組織的機能を充分発揮し、会員の購買事業の推進に対し強力にバックアップをすることを基本とし、量的集中取扱いがメリットの拡大につながるものについては、これを積極的に取りあげ、購買事業の優位性を保持して酪農経営の安定に資する。

10 事務処理の効率化

生乳検査協会の設立に伴ない機械化による集中検査体制が確立され、県内生乳出荷生産者別の脂肪率、細糖が決定されるので、関係機関及び会員と協議の上、機械化による集中乳代計算を実施し乳代計算事務の合理化を図るものとす。

III まとめ

以上3ヶ年計画の概要の要点を紙数の関係で簡単に記したが、要するに激動する農業情勢の中で本県酪農を飛躍的に発展させる為に近代化した集送乳の合理化を重点に推進して良質の牛乳生産を目途にし、酪農家の所得増大を図る施策であることを銘記し、新しい時代に即応した感覚を以って国際競争は勿論、国内競争力に打ち勝つ覚悟で本県産牛乳を米の「ササニシキ」のような銘柄にする為に酪農家各位の格別の御精神と御努力をお願いする次第である。

(県生乳販売農協連参事)

家畜および鶏の改良増殖計画定まる

早川 薫

近年本県の経済は高度な成長を続け、県民の所得と生活水準の向上に伴って畜産物(乳肉卵)に対する需要は著しく増大しており、なお、今後持続するものと推測される。これに対応するため生産性の向上を図りつつ安定的な生産の増大を確保するため、農業構造の改善を積極的に推進してゆくうえにおいて畜産にかけられる期待は大きい。この期待に応えて、畜産の振興を図るためには畜産に関する施策を総合的に実施してゆくことが必要であるが、家畜改良増殖はその性質上長期に亘り計画的に推進しなければ十分なる成果は期待出来ない。

かかる見地に立って家畜改良殖法(昭和36年11月11日法律第171号)第3条2の規定に基づき、国において昭和44年6月3日「家畜改良増殖目標」及び「鶏の改良増殖目標」が公表されたので県においても同法第3条の第2項により「家畜・鶏の改良増殖目標」を別表のとおり定めた。この目標を達成させるため県畜産関係機関、その他関係者の努力と協力が必要である。

1 計画期間

昭和46年2月から昭和56年2月までとする。

2 種付け又は家畜人工授精の用に供する家畜の雄の優良な血統、能力および体型を有するもの、配置、利用、更新に関する事項

(1) 種雄畜の配置、利用計画

ア 乳用種雄牛の配置、利用計画については別表のとおりであるが、将来は家畜改良事業団の広域センターで配付する精液を全面的に活用し、民間種雄牛は漸次減らす方向に指導する。

イ 肉用種雄牛の配置、利用計画については別表のとおりであるが、肉用牛種畜生産基地で生産されたものの中から能力検定合格牛と家畜改良事業団の広域センターで配付する精液を全面的に活用し、民有種雄牛は漸減する方向に指導する。

ウ 中家畜について宮城県種雄畜検査条例に基づき、検査のうえで優良種雄畜として民間で繋養供用し、又特に豚については若雄豚検定合格したもの、又は先進地より導入したもので更新を図る。

3 2に規定する家畜の雄の生産施設、家畜人工授精施設、その他家畜改良増殖施設の整備拡充に関する事項

(1) 畜産に関する試験研究機関の整備の構想とその概要

最近のきびしい農業情勢に対応するための総合農産の展開に伴い畜産振興が強く要請されているので草地飼料基盤の整備による酪農肉用牛の多頭化の推進をはじめ、中小家畜振興による主産地の育成、更

に畜産物の流通価格対策、消費段階の合理化等、一連の方策を強力に推進している中で、この一環として畜産に関する試験研究機関の整備拡充強化を計りもって家畜家さんの改良増殖、畜産後継者の養成、畜産試験研究、各種家さんの能力検定の強化等を通じ、畜産自立農家の育成を図る。

(2) 家畜人工授精施設整備の構想とその概要

乳用牛、肉用牛については全面凍結精液の実用化にともなって家畜改良事業団の広域センターと畜産団体組織のサブセンターと有機的に連繫させ全面的に広域センターの精液を効率的に活用する。豚については県種畜場、畜産団体の畜産センターの家畜人工授精部門の整備強化を図り、豚の人工授精を普及促進させる。

4 家畜および鶏の能力検定の実施並びに改善に関する事項

(1) 乳用牛については種雄牛の後代検定と産乳能力検定を実施する。

(2) 肉用牛については肉用牛種畜生産基地より生産された雄牛の直接検定を実施する。

(3) 豚については登録事業を推進し、純粋種豚を確保するとともに産子検定、産肉能力検定および若雄豚の選抜の検定を実施し、優良系統の造成を図る。

(4) 鶏にあつては従来から実施している経済能力検定とあわせて、卵用鶏後代検定、肉用鶏後代検定を実施し、産卵率、産肉率の向上を図る。

5 講習会共進会等の開催、その他家畜改良増殖技術の改良および普及に関する事項

(1) 講習会について

ア 県種畜場の畜産技術講習施設の整備拡充を図り、畜産技術者養成ならびに畜産農家後継者の養成を図る。

イ 家畜登録協会の各家畜講習会を活用し、家畜登録員の技術の向上を通じ、家畜改良増殖を図る。

ウ 畜産会等において実施する畜産講習会を通じ農家の畜産普及と経営技術の向上促進を図る。

(2) 家畜共進会について

ア 地方共進会の合理的充実を図り、県共進会においてはこれら地方共進会における優秀家畜の出品を得て家畜の改良の啓蒙促進を図る。

イ 市町村および関係団体が開催する家畜共進会の運営指導を行ない内容の充実を助長する。

(3) その他技術の改良および普及について

ア 一般農家の飼養家畜の検定、調査を行ない不良

家畜の淘汰を図る。

イ 家畜登録団体の協力を得て家畜改良の重要性について啓蒙活動を行なう。

6 その他家畜の改良増殖を図るために必要な事項

(1) 家畜登録事業の推進に関する事項

家畜登録事業を積極的に普及推進を図る。

(2) 優良家畜の認定、保留に関する事項

ア 県内産優良めす畜を県で購入し、改良意欲と研究心の強い農家に貸付し保留を図る。

イ 産乳、産肉能力等経済性の高い種畜を輸入し、本県改良基礎種畜の確保を図る。

ウ 県ホルスタイン協会において実施している乳用牛優良めす牛の指定、保留制度の拡大助長を図る。

(3) 市町村、団体等が実施する家畜改良増殖事業に対する事項

ア 県有、農協有家畜導入事業について優れた家畜を導入すべく登録家畜をもって、体型、資質、能力等の向上を図る。

イ 優良純粋種豚確保対策事業の拡大を図り種豚生産者を育成強化するため種豚候補を貸付し純粋種豚を安定的に生産する。

ウ 肉用牛大規模牧場、肉用牛繁殖センター、種豚増殖センター等の整備を図り優良種畜の配付をする。

エ 公共営牧場の買取育成配付事業の拡大助長を図る。

オ 制度資金融資による家畜導入事業については登録家畜の導入を図る。

(4) 家畜改良および飼養管理改善に関する試験研究事項

1) 乳用牛の多頭飼養技術体系

ア 放牧を主体とした乳用牛の多頭飼養管理技術の向上

イ 舎飼いを主体とした乳用牛の多頭飼養技術の向上

ウ 牛乳の乳質改善、流通技術の向上

2) 肉用牛繁殖技術体系

ア 繁殖牛の集団飼養管理技術の向上

イ 放牧衛生対策

ウ 子牛の集団育成技術の向上

3) 肉用牛の肥育技術体系

ア 集団肥育における飼養技術の向上

4) 乳用雄子牛の肉用育成技術体系

ア 放牧肥育技術体系の確立

5) 繁殖豚の多頭飼養技術体系

ア 産子数、育成率の向上、分娩時の労力の節約

6) 肉豚の多頭飼養技術体系

ア 産肉性 飼料の利用性向上

7) 採卵鶏の飼養管理技術体系

ア 採卵鶏の飼養管理の技術の向上

8) 家畜人工授精技術体系

ア 各家畜の人工授精技術の向上

9) 粗飼料生産安定、多収技術体系

ア 安定多収技術の向上

草地の造成、維持裏理、多収品種の選抜

イ 未利用地、急傾斜地の合理的活用

ウ 貯蔵、調製技術の省力、機械化、品質向上

エ 粗飼料の栄養、嗜好性の向上

10) 畜産公害対策の技術体系

つづく

(県畜産課家畜改良係長)



牧場用柵には
強くて美しくスマートな

東芝製鋼牧柵を!

製造元 東芝製鋼(株)仙台営業所
仙台市一番町二丁目7-5 TEL077053
販売元 塚本商事機械(株)東北出張所
仙台市大町三丁目165 TEL014581
代理店 本山振興株式会社
仙台市昭和町6番10号 TEL046221

畜産施設設計コンサルタント



(KK) 山本設計事務所

仙台市柏木3丁目2の28
TEL (0222) 33-6028

岩谷竜一郎氏

藍授褒賞授与される



元日本養鶏協会副会長、現北日本種鶏改良協会会長岩谷竜一郎氏、仙台市在住64才は、多年養鶏業を営むかわら、自家飼養鶏を基礎にその改良に精進し、世界に誇る国産鶏の作出に成功し、種鶏の海外輸出につとめると

ともに、養鶏関係団体の指導育成に尽力しわが国養鶏振興に貢献した功績が認められ、藍授褒章が授与されることに決定し、下記により伝達式が行なわれた。

この榮譽に対し衷心より御祝辞を申し上げ今後一層の御自愛御繁栄を祈念申上げる次第です。

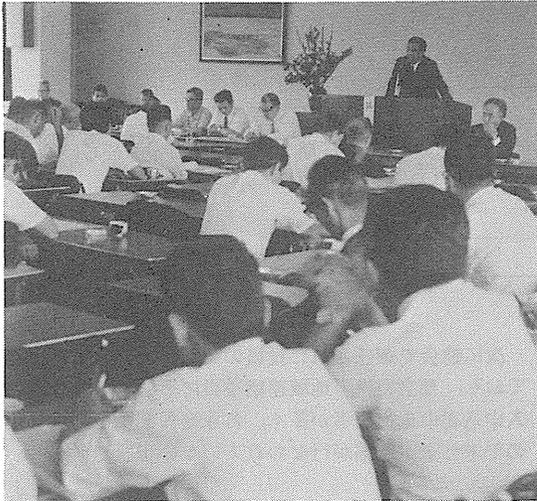
記

- 1. 伝達日 11月25日(木) 農林省7階講堂
- 2. 行事 伝達式 午前11時30分
賜謁 午後1時40分(皇居)
記念撮影および皇居拝観

養鶏経営者団体等の大同団結で

宮城県養鶏協会が発足

宮城県養鶏協会



米の生産調整に伴う総合農政の一環として農協養鶏団地、商社インテグレーション養鶏が盛り上がってきました。従いまして、養鶏経営の総合対策の展開が特に要請されております。従来はとかく意気統合する同業者の少数有志が養鶏業の部分的問題の改善に努力し、生産者の多くは自己経営のなかにとじこもり、相互連絡協調による関係者の結集に欠けていたために、諸情勢の変化に対応する問題の解決と改善の打開が可能な事項で困難にしているくらいがありましたので本県の養鶏経営の組織構造を抜本的に改善することが緊要であり、幸い県の指導と援助により、去る7月27日、養鶏経営者、経営体代表者、関係団体等これらの抜本的組織機構の確立に賛同する111名の関係者が出席、県総合福祉センターにおいて設立総会を開催、出席者の総意により事務所を宮城県畜産課内に設置して発足を見た。

この新しく発足した協会の組織機構は次のとおりで

今日の活力! 明日の健康!

全酪牛乳



全国酪農業協同組合連合会(全酪連)

パスチャー・ポストD型

脱柵の心配のない隔障物

北原電牧(株)代理店

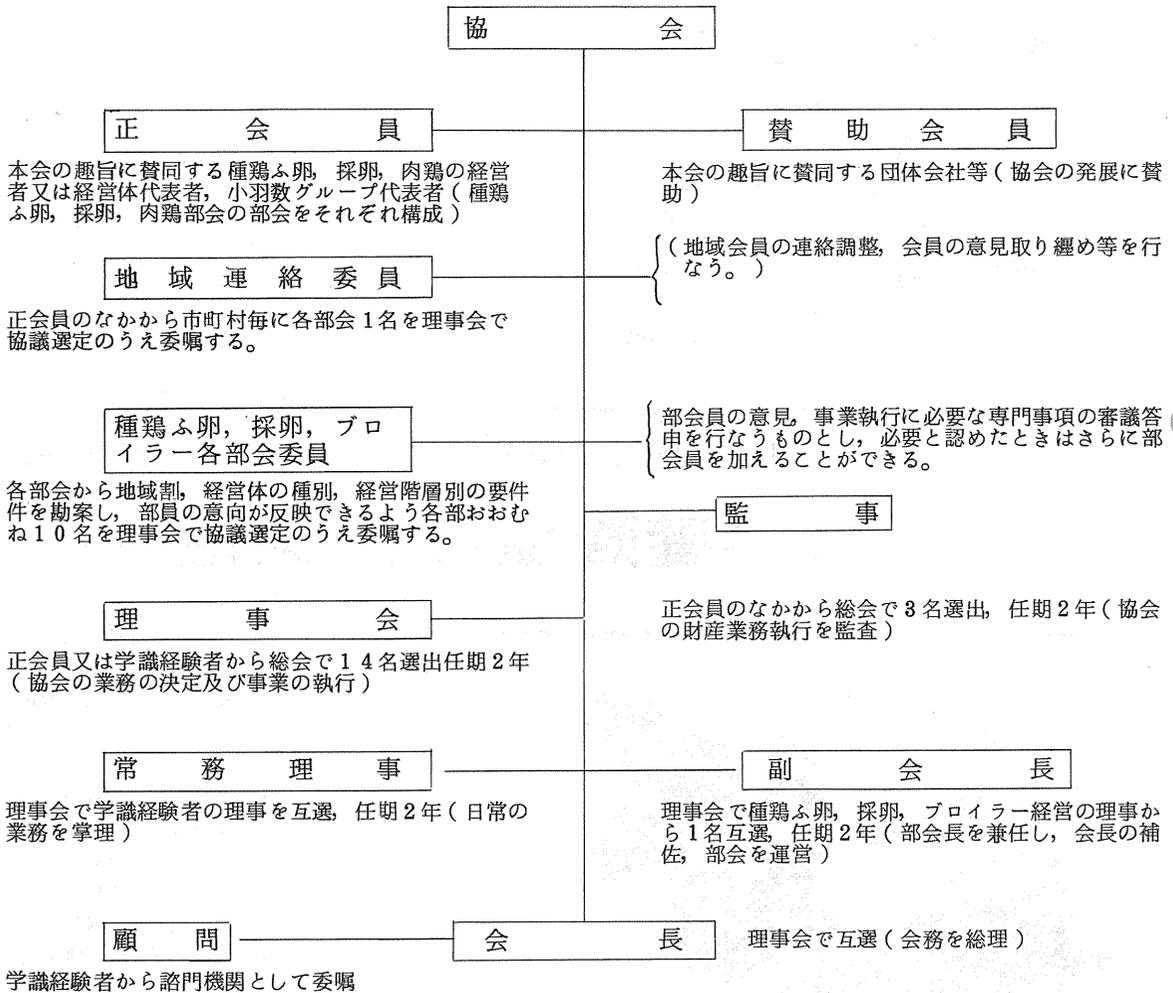
仙台市卸町三丁目1番地21号



吉田産業 仙台支店

TEL (0222) (92) 4131

協会組織機構



県内で養鶏経営を営む農業者または会社、法人の場合は代表者の総てが会員として加入できる。また少羽数飼養のため個人加入を見合はせる飼養者の加入を容易にするために、意を同じくする飼養者同志で申し合せ組合を作り組合を会員とみなすグループ加入の道も開かれています。

次に総会で選任された役員の顔ぶれは上のようになっており、部会委員、地域連絡委員については、会員の加入申込書の未提出者が多く、各家畜保健所で取纏めなので未だ選定委嘱が行なわれていない現状です。

畜産の薬品・器機

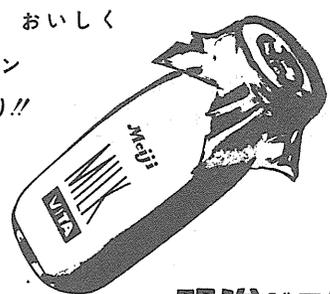
何でも揃ふ専門店

仙台市上杉三丁目3-8
 東北獣医薬品株式会社
 TEL (25) 7338

支店 登米郡迫町佐沼下田中
 TEL 迫(2)2278

支店 山形市小白川町4丁目
 TEL 山形(3)9909

こくて おいしく
 ビタミン
 たっぶり!!



明治乳業
明治ビタ牛乳

役員

- 会長 古内 広雄 (学識経験者, 国会議員)
- 副会長 岩淵 俊太郎 (種鶏ふ卵経営, 白石市種鶏ふ卵部会長兼任)
- 〃 栗田 左右 (採卵経営, 鹿島台町採卵部会長兼任)
- 〃 渡辺 義 (ブロイラー経営, 牡鹿町ブロイラー部会長兼任)
- 業務理事 佐久間健一郎 (学識経験者, 県畜産課長)
- 理事 岩谷 寿夫 (種鶏ふ卵経営仙台市)
- 三上 庸信 (〃 古川市)
- 大須 賀木 (〃 秋保町)
- 星 正敏 (〃 山元町)
- 佐藤 邦男 (〃 本吉町)
- 伊藤 利喜三 (〃 南郷町)
- 佐藤 義信 (ブロイラー経営角田市)
- 今野 勝雄 (〃 名取市)
- 佐藤 正 (〃 涌谷市)
- 監事 渡辺 清 (種鶏ふ卵経営仙台市)
- 高橋 栄助 (採卵経営山元町)
- 芳賀 由松 (ブロイラー経営志津川町)
- 岩谷 竜一郎 (旧養鶏協会会長, 北日本種鶏改良協会会長)

今野 元治郎 (旧養鶏経営者協会事務局, 県農業会議会長)

この協会の主な役割および事業は、県内において養鶏を営む者の結集による一致団結した、養鶏関係者唯一の強力な組織の確立によって、養鶏者の共通の問題点の解決と養鶏の総合対策の実現等を推進することをねらいとしており、この目的推進のため昭和46年度事業としてはさしあたり次の事項を重点に取り上げられた。

1. 会員の加入促進と協会組織の拡充
2. 各部会における会員相互の問題点の抽出と具体策の検討
3. 養鶏経営の振興上必要な総合対策の実現を図る農政活動
4. 講習、講話会の開催による技術の研修
5. 会誌の配布、情報提供

なお協会加入希望者は何時でも加入が可能で、協会設立までの準備期間が短かかったため、県内養鶏家に十分周知徹底を行なうことができなかったため、最寄りの家畜保健所に詳細をお尋ね願ひ加入されるようご協力賜り、また加入を申し出の会員の方で加入手続き未了の会員は加入申込書を提出するよう協会では希望しております。

種畜場の窓から

(その8)

春日 博

(5) 乾草生産量と製品歩留り

1 haあたり生産生草量(重)に対する乾草生産量は、次の表1のとおりで、その歩留りは1番刈りで18.8%、2番刈りで22.0%、3番刈りで21.0%、平均で約20%であった。

機械作業過程での損失率は集草梱包を含め1番草で11.1%、2番草で9%、3番草で11.0%、平均で約10%で乾草実収量は乾草生産量に対して90%で1 haあたり10.211 kgとなっている。

表1 刈り取り別生草生産量と乾草生産量(1 haあたり)

刈取別	生草生産量	乾草生産推定量		機械作業による損失実量			乾草実収量		摘 要
		歩 留	生産量	集 草	梱 包	損 失 計	乾草量	歩 留	
1	35.000 kg	18.8 %	6.580 kg	(9%) 5.92 kg	(2.1%) 1.38 kg	(11.1%) 7.30 kg	5.850 kg	88.9 %	
2	10.550 kg	22.0 %	2.324 kg	(7%) 1.36 kg	(2%) 0.46 kg	(9.9%) 2.09 kg	2.115 kg	81.0 %	
3	12.000 kg	21.0 %	2.522 kg	(7%) 1.76 kg	(4%) 1.00 kg	(11%) 2.76 kg	2.246 kg	89.0 %	
計	57.550 kg	19.9 %	11.426 kg	(8%) 9.31 kg	(2.5%) 2.84 kg	(10.5%) 1.215 kg	10.211 kg	89.5 %	

(6) 乾草生産費について

天日乾草1 kgあたり生産費は、次の表IIにしめすとおり9円19銭で、調製ごと(刈り取りごと)では、1番刈り8円98銭、2番刈り9円31銭、3番刈り9円

40銭であった。

なお、生産量の費目別比率をみると、生草費が62%と、もっとも大きく、ついで労務費14%、消耗資材費11%、機械償却費9%、燃料費が4%となっている。

表Ⅱ 天日乾草生産費(1haあたり所要費用と乾草1kgあたり)

費目別				計	比率	摘要
	1番刈	2番刈	3番刈			
生草費	35,000円	10,550円	12,000円	57,550円	62.0%	※を1haあたり収納乾草量10.211kgで除した金額=乾草1kgあたり生産費
労務費	6,600	3,300	3,000	12,900	14.0	
機械償却費	3,587	2,316	2,419	8,322	9.0	
燃料費	1,536	1,335	1,120	3,891	4.0	
消耗資材費	5,805	2,326	2,471	10,602	11.0	
計	52,528	19,727	21,010	※93,265	11.0	
乾草1kg生産費	8,898	9.31	9.40	9.19	100	

註 (1) 生草費は生草1kgあたり1円とみなした。
 (2) 労務費は所要時間1人1日8時間稼働とし賃金1人1,500円として算出。
 (3) 機械償却費は別表Ⅲ-(1)および(2)による。
 (4) 消耗資材費は主としてペーラトワイン(梱包糸)代である。

(7) 供用した草地管理用機械と償却費について この調査のため供用した草地管理用機械と稼働時間当り償却費等については、次の表Ⅲの(1)および(2)のとおりである。

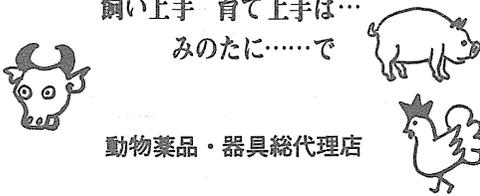
表Ⅲ 草地管理用機械償却費調べ

なお、まとめ(所見と考察)については、紙巾の都合で、次回に述べることにする。

(1) 供用した草地管理用機械の型式および取得価格等

作業機名	規格型式	購入年次	取得価格	残存価格	償却費	耐用年数	年当り減価償却費
インタートラクター	B-450	昭和39	1,630,000円	163,000円	1,467,000円	8年	183,370円
フォドトラクター	4,000型	〃40	1,600,000	160,000	1,440,000	8	180,000
ファーガソントラクター	M F 165型	〃42	1,460,000	146,000	1,314,000	8	164,250
トラック	ニッサン680型	〃36	1,230,000	123,000	1,107,000	5	221,400
ドライングワゴン	小西式	〃40	500,000	50,000	450,000	8	56,250
モーター	ランサム6呎	〃40	198,000	19,800	178,200	8	22,270
ハイクラッシャー	ニューホーランド	〃37	860,000	86,000	774,000	8	96,750
センチピドヘイメーカー	ファールKH-6	〃41	341,000	34,100	306,900	8	38,300
サイドレーキ	ペンフォード6リール	〃36	270,000	27,000	243,000	8	30,370
ピックアップヘイベラー	ニューホーランド404	〃39	1,010,000	101,000	909,000	8	113,620
ハイエレベーター	ファーマック	〃39	360,000	36,000	324,000	5	64,800

飼い上手 育て上手は…
 みのたに……で



動物薬品・器具総代理店

みのたに薬局仙台営業所
 仙台市山田字羽黒堂5の216
 TEL 0222 (48) 3472

こくておいしい大型びん…

森永

ハイクラウン牛乳

宮酪乳業株式会社

仙台市一番町4番31号 TEL(代) 23-9101

(2) 各作業機年間稼働時間と乾草調製のための時間当り償却費

作業機名	稼働時間	年当り減価償却費	時間当り償却費
ニッサントラック	360時間(250)	221,400円	615円
各トラクター	800(350)	164,250~183,370	220
ドライングワゴン	240(200)	56,250	235
ヘーモア	250	22,270	89
ヘークラッシャー	300	96,750	322
センチピートハイメカ	500	38,300	76
サイドレーキ	120	130,370	253
ピックアップハイベラ	200	13,620	568
ハイエレベーター	150	64,800	432

注) 1) 稼働時間の()内数字は、乾草調製に供用する時間である。

2) 償却費は、昭和40年3月15日付け、大蔵省「減価償却の耐用年数に関する省令」による。

3) 時間当り償却費 = $\frac{\text{年当り減価償却費}}{\text{年間稼働時間}}$

つづく

宮城県種畜場長

今後の養鶏のあり方と 経営診断上の問題

(その2)

水間 豊

この基準指標では規模として従事者1人当りの羽数は専業で2,000羽以上、複合経営では1,600羽以上であり、1時間当りの鶏卵生産量もそれぞれ10kgと8kg以上であることが必要とされている。

また1羽当りの産卵量が42g以上、飼料要求率2.7以下が要求され、飼養技術的にもかなり高度な技術が要求されている。

また鶏舎等に対する投資限界も示され、それらの結果としての鶏卵の1kg当り生産原価は155円以下になることが必要とされ、所得率15%以上、1人年間の所得50万円以上、投下資本回転率160%以上、投下資本に対する収益率が10%以上であることが必要であるとされている。

第17表は昭和45年度に行なわれた宮城県畜産会の採卵養鶏のコンサルテーションのうち1,500羽以上から約8,000羽規模までの専業的経営3戸と水田との複合経営4戸についての調査結果を示す。

この表は主としてこれらの経営の技術的な条件を規模、育雛、成鶏管理、鶏の生産性の各項目についてみたものである。

№1、3及び7の経営は養鶏のみの専業経営で、他の№2、4、5、6経営は水田との複合経営となっている。これらの複合経営では、養鶏の所得が30%台から90%台までさまざまであり、これら7戸の農家の経営規模もかなり大きく違っている。

規模が様々であることから年間労働1単位当りの羽数をもって養鶏規模の度合をみると、専業養鶏の№1農家はほぼ基準であるが、№3、7農家とも基準以下の羽数であり、複合経営としての№2、4の農家のみが基準に達している。

したがって従業者1人当りの鶏卵生産量が基準以上に達して、経営がまずまずということが出来るのはこれらの農家のみである。

育雛の基準は、このようにあげられているが、共同育雛場から入手している農家もあって表は完全ではない。

一般には150日令までの育成率が悪くなっている。又飼料の給与量も多くなっており、育雛技術面の検討が全般に悪いことを示している。

成鶏管理について言えば、鶏舎の利用率の良い農家もあるが、多くは利用率が極めて悪くなっている。この鶏舎の利用率は、淘汰、ヘイ死率、補充率とも関係するし、養鶏に対する綿密は計画性に欠けていることを示すものである。また成鶏1羽当りの飼料の量にしても、はっきりつかんでいない例が多く、№4、6、3の経営ではかなり基準より多い。

また1日当りの産卵量をみると№1、6農家以外は基準に達していないし№2、7の農家は、産卵率も悪くなっている。与えた飼料に対する卵の産出の効率としての飼料要求率は№1、6の日産卵量の多い経営以外はまだ改善の余地があり、特に№4、7の農家が悪い。

第16表 採卵鶏経営の経済指標

中央畜産会

	項 目	指 標	摘 要
飼料費	21. 育成鶏 1羽当たり飼料費	370円以下	幼雛用 44円×0.6kg= 26.4円 中雛用 38円×1.7kg= 64.6円 大雛用 36円×7.2kg= 259.2円 計 352.0円 353円÷95%≒370円
	22. 成鶏 1羽当たり飼料費	1,500円以下	産卵鶏飼料費/鶏卵生産kg 飼料kg当たり単価×飼料要求率
	23. 鶏卵1kg当たり成鶏飼料費	100円以下	
施設費	24. 育成鶏 1羽当たり	300円以下	育成施設費(育成負担分)/年間育成羽数 成鶏施設費/平均飼育羽数 養鶏総施設費/平均飼育羽数
	25. 成鶏 1羽当たり	800円以下	
	26. 成鶏1羽当たり総施設費	1,100円以下	
	27. m ² (坪)当たり成鶏用施設費	4,500円(15,000円以下)	
償却費	28. 育成鶏 1羽当たり	40円以下	育成施設償却費(年間) 年間育成羽数
	29. 成鶏 1羽当たり	100円以下	年間養鶏施設償費 年間平均羽数
	30. 成鶏1羽当たり総負担分	130円以下	
衛生費	31. 育成鶏 1羽当たり	40円以下	育成用衛生費/年間育成羽数
	32. 成鶏 1羽当たり	40円以下	成鶏衛生費/年間平均羽数
	33. 成鶏1羽当たり負担額	75円以下	総衛生費/年間平均羽数
水道費	34. 育成鶏 1羽当たり	6円以下	温源費電灯料等/年間育成羽数
	35. 成鶏 1羽当たり	12円以下	
原価	36. 育成鶏 1羽当たり	700円以下	本文参照
	37. 鶏卵 1kg当たり	155円以下	
所得	38. 成鶏 1羽当たり	365円以上	12%+2× 5 手取卵価-160
	39. 鶏卵 1kg当たり	25円以上	
	40. 所得率	15%以上	
得	41. 1人1日当たり所得	1,500円以下	所得額/従事延人員
	42. 1人年間所得	50万円以上	
収益性・安全性	43. 成鶏1羽当たり投下資本	1,600円以下	売上高/総資本 純利益/投下資本 (売上高-直接経費)/売上高 支払利息/鶏卵生産量 1kg 支払利息/売上高 流動資産/流動負債
	44. 成鶏1羽当たり借入金	1,000円以下	
	45. 投下資本回転率	160%以上	
	46. 投下資本収益率	10%以上	
	47. 粗利益率	30%以上	
	48. 鶏卵1kg当たり支払利息	5円以下	
	49. 売上高対支払利息	2%以下	
50. 流動比率	200%以上		

⊗ 直接経費=総費用-(家族労賃+施設償却費+金利)

次に経済指標について見ると、18表のようになっていて、鶏卵 1kg当りの飼料費としては飼料効率の関係もあって、効率のよかった№1農家以外は悪くなっている。

施設費はおおむね基準に近く、成鶏の3.3㎡当りの施設費、償却費も投資限界からみて一応よい状態である。

以上のような技術水準、施設費等の結果としての鶏卵 1kg当りの生産原価を下記の式から求めてみる。

〔(鶏卵収入+廃鶏収入+鶏ふん収入)-(育成費+成鶏飼料費+衛生費等飼養関係費用+労賃+償却費+代利子等)+(期末の鶏の評価額-期首の鶏の評価額)〕÷総生産量。

その結果は№3の農家の142円から№7農家の191円までになり、経営の優劣がきわめて明らかな差となって示されている。また自家労力を所得とみなして、所得率

をみると最低の7.6%から最高の30%までとなり、1人当りの飼養羽数が多く比較的経営の条件の整っていた№2農家の所得が良く、次いで№4、3農家となっている。

鶏卵販売価格は大きい経営程有利になっており、宮城県のこれらの経営の庭先価格は№7以外は比較的有利で

あった。しかし生産原価の方が高くなっている経営、差額の殆どない経営もあって、はっきり経営の実情をつかんでいない状況の反映といってもよいであろう。

以上非常に簡単に専業及び複合経営の7つの経営について技術水準と経済的水準を見てきた。

これらの数値はお互に関連しあっているもので、より深

第17表 採卵鶏のコンサルテーションの技術指標

		№ 1	№ 2	№ 3	№ 4	№ 5	№ 6	№ 7	
経営の種別		専業	水田との複合	専業	水田	水田りんご	水田	専業	
水田の所得			21万円		200万円	41万円	8万円		
養鶏の所得割合		100%	91%	100%	32%	34%	84%	100%	
規模	平均成鶏羽数	7688	4058	2344	2070	1600	1490	1433	
	年間増羽指数	132	220	149	105	158	115	81.8	150以内
	従業者1人当り羽数	1922	4058	1117	1830	695	826	1023	専業2000羽 複合1600
	養鶏労働(1時間)当りの鶏卵生産量	10kg	18.6	5.8	3.7	3.0	11.8	3.5	専業10kg 複合8kg
育雛	年間餌付回数			5	5	4		3	
	育成率	94.4		89	83	90	80	86.5	95%以上
	育成鶏一羽当り飼料量			12	13kg	13.9		12.5kg	
成鶏管理	鶏舎1坪当り許容羽数	21	24.8	26.8	31	17	18	24	25羽以内
	鶏舎年間平均羽数	14.6	22.6	11.9	32	9	12	18	17-20羽
	鶏舎利用率	66%	91.3	44.2	106	52.2	67	74.6	85%以上
	淘汰へい死率	107	37.2	18	76.9	118	94	55.4	85%以下
	補充率	144.7	92	149	80	163	134	36	
	へい死率	9.0	1.6	1.0	1.7	4	24	6	3%
	成鶏1羽当り飼料量	41.0kg	38.3	41.9	44.0	39.0	41.6	43	40kg
	1羽1日当りの消費量	112g	105	114.7	120.9	107	116	114	110g
1羽当り年間産卵量	15.2kg	13.4	14.4	13.9	12.7	15.6	12.9	15kg	
鶏の生産性	産卵日量	41.7	36.7	39	38	34.8	42.0	35.9	42kg
	年平均産卵率	72	65.7	71.4	65.7	62.0	74.0	59.9	70%以上
	平均卵重量	58.0	56.0	55.0	57.9	56.0	58.0	60.0	56g
	飼料要求率	270	235	290	317	300	270	318	2%以下

第18表 採卵鶏のコンサルテーションの経済指標

		No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	基準
		専業	水田との 複合	専業	水田との 複合	水田 リンゴ	水田との 複合	専業	
飼料費	育成鶏1羽当り			461	539	395	339	491	400日以下
	成鶏1羽当り	1,525	1364	1519	1596	1348	11734	1416	1500日以下
	鶏卵1kg当り 飼料費	99		105	114	106	1163	109	100円以下
施設費	育成鶏1羽 施設費	641		262	33	159	7	193	300円以下
	成鶏1羽当り 施設費		1,025	393	343	548	800	428	800円以下
	成鶏1羽当り 総施設費	927		1252	200	1158	890	550	1,100円以下
成鶏1羽当り 価却	成鶏1羽当り 価却	96	63	33	20	23	56	30	100円以下
	鶏卵1kg当り 原価	186.00	156.54	142.43	161.20	183.01	176.64	191.03	155円以下
	1坪当り 成鶏施設費	13,732	10,259	10,558	10,793	9,438	14,880	12,000	15,000円
所得率	7.6	20.9	30	19	12.3	16	14.5	15%以上	
1人年間所得	459,451	2230,120	955,912	975,693	224,000	443,798	268,575	268,575	50万円以上
1人1日当り所得	1,292	6,109	2,655	2,671	613	1,337	736	736	1,500円以上
成鶏1羽当り 借入金	245	549	815	532	322	535	262	262	1,000円以下
鶏卵1kg当り 販売価格	195.00	191.96	182.68	182.33	186.39	185.00	174.00		
1羽年間衛生費	57	29	63	48	42	35	30	30	50円
育成金/成鶏金 の面積比率			39	24	29	11	30	30	40%
平均羽数	7688	4058	2344	2070	1600	1490	1433		

く内容について分析する必要がある。

養鶏経営の良否は鶏の生物として持つ能力をどれだけ多く引き出すことが出来るかの技術的な良否と、同時に1つの経営体として投下された資本に対してどれだけ効率よく収益をあげていけるかの、経営としての考慮とがなければならない。

従って技術的水準のみを問題とし、如何に産卵率を上げても鶏舎の利用率が低くは問題にならないのであり、技術的水準と経営条件との相互的な関係をよく理解しておかなければならない。

つづく

(筆者は東北大学農学部家畜育種学研究室、農学博士)

訂正

第11号8ページに掲載いたしました、家畜伝染病の一部改正を、家畜伝染病予防法の一部改正とおわびして訂正します。

休載

「在スイス365日の農民と農業」は休載しました。

